

## 宮崎県東京フロンティアオフィス運営要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、宮崎県東京フロンティアオフィス運営要綱（以下「運営要綱」という。）第5条の規定により、宮崎県東京フロンティアオフィス（以下「東京オフィス」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (利用の方法)

第2条 運営要綱第4条に基づき、東京オフィスを利用しようとする者は、東京フロンティアオフィス利用申請書（様式第1号）を知事に提出し、その承諾を得なければならない。

2 利用の承諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、賃貸借契約書（様式第2号）により契約を締結するものとする。

3 前項の契約期間は、契約を締結した日の属する年度の末日までとする。

4 利用者は、最初の賃貸借契約の貸付期間の開始日から3年を経過する日まで契約を更新できるものとする。ただし、東京オフィスを利用している実態がないと認められる場合はこの限りではない。

5 前項の規定により契約を更新する場合は、その都度、東京フロンティアオフィス利用申請書（様式第1号）を知事に提出し、その承諾を得なければならない。

6 利用者は、原則として東京オフィスに社員を配置するものとする。

7 利用者は、契約期間に限り、東京オフィスを従たる事務所として登記することができる。

8 知事は、利用者が東京オフィスを利用している実態がないと認める場合、利用の承諾を取り消すことができる。

### (原状回復)

第3条 利用者は、東京オフィスの利用を終了したとき、運営要綱第5条第3項の規定により東京オフィスの退去を命じられたとき、又は運営要綱第8条第2項の規定により契約を解除されたときは、直ちに原状回復を行わなければならない。

### (その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

### 附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年8月1日から施行する。

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

この要領は、平成24年6月13日から施行する。

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

この要領は、平成28年2月22日から施行する。ただし、施行日時点において利用者と締結している賃貸借契約書には適用しない。

この要領は、令和8年5月12日から施行する。

この要領は、令和8年5月13日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

宮崎県東京フロンティアオフィス利用申請書

年 月 日

宮崎県知事

あて

所在地（住所）

法人名

代表者氏名

印

宮崎県東京フロンティアオフィスの利用について、宮崎県東京フロンティアオフィス運営要綱第 4 条の規定に基づき、次のとおり申請します。

利用責任者 及び 全利用予定者	利用責任者氏名	性別	生年月日
	利用予定者氏名	性別	生年月日
※利用責任者及び利用する可能性のある方全てを記載する。 ※氏名には、 <u>上段にふりがなを記載する。</u> ※生年月日は、西暦ではなく、元号にて記載する。 ※利用予定者が多い場合は、欄を追加する。			
利用希望期間	年 月 日から 年 月 日まで		

企業名 代表者氏名			
所在地			
連絡先	(担当者) (電話) (FAX) (E-mail)		
設立	年 月	資本金	円
従業員	名	県外事業所	有( )・無
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書（別紙 1） <input type="checkbox"/> 定款 <input type="checkbox"/> 直近 2 期の決算書 <input type="checkbox"/> 県税の納税証明書 <input type="checkbox"/> 特別徴収実施確認・開始誓約書（別紙 2） <input type="checkbox"/> その他事業計画を補足する資料等		

※ 更新申請の際は、「事業計画書（別紙 1）」、「定款」、「直近の決算書」、「県税の納税証明書」、「その他事業計画を補足する資料等」を添付すること。

事 業 計 画 書

○現況

①事業内容 (法人の事業概要について記入)
②主要製品
③主要取引先
④現在の首都圏での活動状況について

○東京フロンティアオフィスを活用した事業展開

①東京フロンティアオフィス活用の体制 (東京フロンティアオフィスへの人員配置や活用方法等について記入)
②首都圏での事業展開における強み・優位性
③首都圏での事業展開における弱み・課題
④東京フロンティアオフィスを活用した取引拡大のための活動戦略・活動内容 (営業活動のターゲットや強み・優位性の活用、弱み・課題への対策など首都圏における営業戦略等について具体的に記入)
⑤将来展望 (東京フロンティアオフィス利用終了後の展望など長期的なビジョンについて記入)

○売上・利益計画

項目	第 期 ( 年 月期)	第 期 ( 年 月期)	第 期 ( 年 月期)
① 売上高			
(うち首都圏での売上高 )			
② 売上原価			
③ 販売費及び一般管理費			
(うち人件費)			
営業利益 (①-②-③)			
当期利益			

※ 左側にオフィス入居後直近の決算期における売上・利益計画を記載し、以下、順に合計3期分の計画を記載すること。

宮崎県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者職・氏名

特別徴収実施確認・開始誓約書

チェック欄（該当する項目□にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写し添付

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください

6か月以内の領収証書の写しを添付してください。
-------------------------

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。→ 確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※各事業所で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収義務がない

- 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。  
→ 確認印を受けてください。

(3) 開始誓約

- 当事業所は、 年 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。 → 確認印を受けてください。

市（町・村）確認印

## 賃貸借契約書

宮崎県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、末尾記載の物件（以下「貸付物件」という。）を乙に貸し付け、乙は、これを借り受ける。

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を事務室として使用しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付物件の貸付期間（以下「貸付期間」という。）は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（貸付料）

第5条 貸付物件の貸付料（以下「貸付料」という。）の額は、月額金 円とする。

（貸付料の支払い）

第6条 乙は、貸付料を、甲が発行する納入通知書により甲の指定する期日までに納入しなければならない。

（貸付料の改定）

第7条 甲は、経済事情の著しい変動その他正当な理由がある場合は、貸付料の増額を請求することができる。

（契約不適合責任）

第8条 乙は、この契約締結後、貸付物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、目的物の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完請求、貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることができないものとする。

（権利の譲渡等の禁止）

第9条 乙は、次の行為をしてはならない。

（1） 貸付物件に関する権利を第三者に譲渡すること。

（2） 貸付物件を転貸し、又はこの契約の目的外に使用すること。

（使用上の制限）

第10条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 乙は、貸付物件の原状を変更しようとするときは、甲の承認を得なければならない。

（修繕義務）

第11条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により貸付物件の修繕が必要になった場合は、その修繕に要する費用を負担しない。また、当該物件の維持管理のために支出する費用は、すべて乙の負担とする。

（滅失又はき損等の通知）

第12条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失又はき損した場合には、直ちに甲にその状況を通知しなければならない。

（実地調査等）

第13条 甲は、貸付物件について随時その使用を実地に調査し、又は必要な報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、

妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約の解除)

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 甲において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、公有財産借受申請書に掲げる契約事項に違反したとき。

(2) 乙が、この契約に定める義務の履行拒絶の意思を明示したとき。

(貸付物件の返還)

第15条 乙は、貸付期間が満了した場合は当該期間満了の日に、又は、甲が前条の規定によりこの契約を解除した場合は甲の指定する期日までに、貸付物件を原状に回復した上、これを、甲に返還しなければならない。

(損害賠償)

第16条 乙は、その責めに帰する事由により貸付物件の全部又は一部を滅失又はき損した場合は、当該物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、乙において、当該物件を原状に回復した場合には、この限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、乙は、この契約に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として、甲に支払わなければならない。

(必要費、有益費等の請求権の放棄)

第17条 乙は、貸付期間が満了した場合又は第14条第1項第1号及び第2項各号によりこの契約が解除された場合において、貸付物件に投じた必要費、有益費その他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

(疑義の決定)

第18条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

賃貸人 甲 宮 崎 県  
宮崎県知事

賃借人 乙

物件の表示

所在地	東京都千代田区九段南4丁目8番2号
名称	宮崎県東京ビル
種類	建物
面積	m <sup>2</sup>